

判決年月日	平成24年7月25日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成23年（行ケ）第10389号		
○本件考案と引用考案との機能及び技術的思想が異なることに照らし、動機付けがないばかりか、むしろ阻害要因があるとして、本件考案が、引用考案に基づいてきわめて容易に想到できたものということができないとされた事例			

（関連条文） 実用新案法3条2項

原告は、考案の名称を「室内芳香器」とする実用新案権者である。被告は、本件実用新案登録の請求項1ないし5に係る考案について、実用新案登録無効審判を請求し、特許庁は、本件実用新案登録を無効とする旨の審決をした。

本件審決の理由は、本件考案1ないし5は、引用例に記載された考案（引用考案及び周知の事項に基づいて当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであり、実用新案法3条2項の規定により実用新案登録を受けることができないものである、というものである。

取消事由は、本件考案1の容易想到性に係る判断の誤り等である。

本判決は、以下のとおり判断して、本件審決を取り消した。

引用考案では、芳香剤は気散管から気散するものであって、花形の形態から気散するものではないのに対し、本件考案に係るソラの木で形成されたソラフラワーは、花全体に芳香剤が浸透して、花全体から芳香が発散されるものと解され、ソラの木で成る花卉部の細かい組織により、液体芳香剤が緩やかな速度で根本から先端の方へ浸透していくのであるから、芳香を発散しない引用考案の花弁とは機能的に相違する。

また、引用考案は、気散管の上端部の繊維をほぐして花の一部とすることを前提とし、気散管の上端部をほぐすことによって形成された花芯のみから芳香を発散させることを技術的思想の中核とするものであり、芳香の発散も、花の一部から行われるにとどまり、花弁や花全体から芳香を発散させるという技術的思想は存在しない。

しかも、引用考案における気散管が、花弁等と接しないように構成されているのは、気散管を挿抜する際、気散管中の芳香剤が花弁等に付着しないようにするという積極的な理由に基づくものであり、そのために、気散管を敢えて中空のノズル内に収容しているものと認められる。花弁への芳香剤の付着を防止することは、花弁を含む花全体からの芳香の発散を否定することを意味するのであるから、この点において、花弁を含む花全体から芳

香を発散させるソラフラワーを適用することの阻害要因が存在する。

以上のように、機能及び技術的思想が異なることに照らせば、仮にソラフラワーが周知であったとしても、これを引用考案に適用することの動機付けがないばかりか、むしろ阻害要因があるというべきである。

したがって、本件考案1は、引用考案に基づいてきわめて容易に想到できたものということができない。